

## 外国人等観光客の宿泊等マナー向上のための周知啓発委託業務 企画提案公募 仕様書

本事業は、「令和8年2月定例府議会大阪府一般会計予算」が成立することを前提に事業化される、停止条件付の事業です。本事業に係る事業予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しませんので、あらかじめ御了承ください。

### 1 事業名称

宿泊サービス向上等事業（宿泊等マナー向上のための周知啓発）

### 2 事業の趣旨・目的

大阪を訪問する外国人は、令和7年は1,700万人を超え過去最高となり（大阪観光局「来阪訪日外客数推計（1月発表）」より）、今後も多くの外国人が訪問すると見込まれます。

外国人等観光客が、衛生的で快適に府内の宿泊施設で滞在できることは、安全・安心な観光に寄与するとともに、さらなる観光客の増加につながります。

一方、近年、ゴミや騒音など観光客と住民とのトラブルも発生しており、これらを防ぐためには、外国人等観光客に宿泊施設におけるマナーを知ってもらうことが必要です。

大阪府では、令和7年度に外国人等観光客の宿泊施設におけるマナー向上のための啓発動画等を作成し、関西国際空港や大阪メトロのサイネージ等やその他の方法で周知啓発を実施しました。

令和8年度は、令和7年度に作成したコンテンツを活用し、引き続き宿泊等マナー向上に向けて啓発を実施するとともに、啓発の効果測定及び検証を実施します。

### 3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日

### 4 委託上限額

22,669千円（税込） ※本事業を実施するすべての経費を含む。

### 5 事業内容及び提案を求める事項

本事業で実施する業務は、次の(1)及び(2)とする。なお、業務の実施にあたっては、大阪府（以下「発注者」という。）と十分に協議・調整をすること。

(1) 宿泊等マナー向上に向けた周知啓発

- ①府内の宿泊施設（いわゆる民泊を含む）を利用する外国人等観光客をメインターゲットに、府が提供するコンテンツ（ショート動画、ロング動画、ポスターデータ）等を活用して、大阪を訪問する前、関西国際空港及び空港から大阪市内への交通機関、大阪市内を中心としたターミナル、宿泊や飲食、観光等の施設等で周知啓発するほか、SNS 等を活用して発信するなど、広く周知啓発を図ること。

<府が提供するコンテンツ>

●ショート動画	
再生時間	15 秒
解像度	フルハイビジョン以上
提供形式	縦型、MP4 形式
本数	19 本（19 種類）
使用言語	英語
●ロング動画	
再生時間	約 5 分
解像度	フルハイビジョン以上
提供形式	横型、MP4 形式
本数	1 本
使用言語	日本語、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、 韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、 タイ語、フランス語、タガログ語
●ポスターデータ	
提供形式	PDF 形式（又は JPEG 形式）
画質	高画質
種類	3 種類

- ②主にショート動画（15 秒）をメインターゲットが視聴できる環境での周知啓発方法を提案すること。
- ③受託者は、啓発先に応じて、府から提供のあったコンテンツを加工して使用することや府が提供するコンテンツ以外を使用することも可能。ただし、その場合、府や府から提供を受けた者も使用できるよう著作権をすること。
- ④啓発の実施（③の加工やその他のコンテンツを使用する場合を含む）は、事前に発注者と協議すること。
- ⑤配信先における概ね 1 か月毎の進捗状況（配信回数やクリック数等）を報告し、より効率的・効果的な啓発となるよう、適宜、府と協議を行うこと。

## (2) 宿泊等マナー向上のための周知啓発に関する効果測定・検証

- ①(1)で実施する啓発によりどのような変化が起こっているかを、実測値により効果測定を示すこと。その際、啓発媒体によるコンテンツの認知・接触、コンテンツに対する興味関心、態度（行動）変容などプロセスごとに分けて測定すること。
- ②実施する啓発とコンテンツに対する興味関心、態度（行動）変容のつながりが分かる効果測定方法を提案すること。
- ③コンテンツに接触した方や宿泊に係わる観光事業者（宿泊、民泊、銭湯など宿泊観光客に関わる方を言う）に対し、アンケート調査を実施するなど効果測定を実施すること
- ④効果測定・検証の実施にあたっては、事前に発注者と協議すること。
- ⑤中間報告（2回程度）を行い、その結果に基づいて以降の啓発の仕方を発注者と協議すること。

## 6 業務進行予定及び体制等の策定

- ①受託者は、契約後速やかに本事業における全体スケジュールを提示すること。また、発注者が進捗状況を随時確認可能な業務体制とし、窓口となる担当者を明確に定めること。
- ②契約期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう体制をとり、進行管理を行うこと。詳細については、事前に発注者と協議すること。

## 7 事業全体に係る留意点

### (1) 著作権及び使用料等について

- ・本事業における企画、映像等一切の著作権料及び使用料等については、全て委託金額内に含むものとする。
- ・本業務により作成された成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む。）については、発注者に帰属するものとする。また、本事業終了後においても発注者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、受注者等が著作権者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
- ・本事業により作成された成果物については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- ・本業務により作成された成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより、発注者が当該第三者から成果物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

### (2) 学識者等への謝金の支払い等について

本事業の効果測定及び検証にあたり、助言を求めた学識者への謝金の支払い等が発生す

る場合は、委託金額に含むものとする。

### (3) 苦情等の処理

本業務で生じたトラブル等については、受託者が責任をもって対応すること。対応にあたっては、府と十分に協議を行うこと。

### (4) 再委託

再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本業務の一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託を行う場合は、事前に発注者と協議し、承認を得ること。

### (5) その他

- ・事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- ・発注者から受託者に対し、必要に応じて、事業内容等について随時報告を求めることがあるので、速やかに対応すること。
- ・その他、本仕様に定めのない事項で疑義が生じたときは、発注者と協議し、その指示によること。
- ・業務上知り得た情報を他人に漏らさないこと。
- ・企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。

## 8 提出物

受託者は、事業終了後、以下の書類を提出すること。

### (1) 啓発に関する実施報告書

- ・事業の詳細な実施状況が確認できるものとする。
- ・啓発については、掲載したデジタルサイネージや SNS 等での配信動画の実績を写真等で記載すること。

### (2) 効果測定及び検証に係る報告書

- ・取組みの効果及びその結果が分かる実測値等が記載されているものとする。
- ・結果等に関する検証及び次回以降の取り組み方策に提案を含めること。

## 9 提出物の提出方法

8で定める提出物については、DVD-R（又は BD-R）によるデータ及び紙媒体に出力したのもも提出するものとする。

## 10 提出物の提出先

大阪府 健康医療部 生活衛生室 環境衛生課 生活衛生グループ  
大阪府大阪市中央区大手前三丁目 2-12